



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *27 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課)..... 1
- *28 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (")..... 1
- *29 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課)..... 14
- *30 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (")..... 17

○ 訓令

- *12 和歌山県考査規程の一部を改正する訓令 (考査課)..... 19

規 則

和歌山県規則第27号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則 (平成7年和歌山県規則第44号) の一部を次のように改正する。

別記第5号様式、別記第11号様式及び別記第11号様式の3中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第28号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則 (平成20年和歌山県規則第73号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(公共的団体の範囲)
第9条 条例第19条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)～(10) 略
- (11) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の規定により認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人(事業の目的に生活環境の保全を含む知事が指定するものに限る。)

(申請の書面等)
第11条 略
2 前項の特定事業許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1)～(9) 略

- (10)～(13) 略
- 3 略
- 4 条例第20条第2項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類
(2)～(5) 略
- 5・6 略

第12条及び第13条 削除

(公共的団体の範囲)
第9条 条例第19条第2項第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げる者とする。

- (1)～(10) 略
- (11) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第4条の規定により認定を受けた公益社団法人又は公益財団法人(事業の目的に生活環境の保全又は生活の安全の確保を含む知事が指定するものに限る。)

(申請の書面等)
第11条 略
2 前項の特定事業許可申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1)～(9) 略

- (10) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算(以下「安定計算」という。)を行った場合にあつては、当該安定計算を記載した書面
- (11) 擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の断面図及び当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (12) 特定事業が別表第3に掲げる行為に該当する場合にあつては、当該行為に該当することを証する書面
- (13)～(16) 略

- 3 略
- 4 条例第20条第2項の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 第2項第1号から第3号まで、第5号から第7号まで及び第12号から第14号までに掲げる書類
(2)～(5) 略
- 5・6 略

(構造上の基準)
第12条 条例第22条第1項第3号(条例第24条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める構造上の基準にあつては別表第4、条例第22条第2項第2号(条例第24条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定める構造上の基準にあつては別表第5に定めるとおりとし、安定計算を行う場合における計算方法、基準値等については、知事が別に定めるものとする。

(構造上の基準に係る適用除外)
第13条 条例第22条第3項(条例第24条第3項において準用する場合を含む。)の規則で定めるものは、別表第3に掲げる行為とする。

別表第3から別表第5までを削る。

別記第1号様式中

「
産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容
」

を

「
産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他の生活環境の保全のために講ずる措置の内容
」

に改め、

同様式別紙中「及び生活の安全の確保」を削る。

別記第2号様式中「及び生活の安全の確保」を削る。

別記第3号様式中

「

変	更	予	定
年	月		日

」を「

変	更	年	月	日
---	---	---	---	---

」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式 (第11条関係)

特定事業許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第19条第1項の規定により、特定事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、氏名及び住所	職名： 住所：	氏名：
特定事業区域の所在地及び面積	所在地	特定事業場の面積 m^2 うち特定事業区域の面積 m^2
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
特定事業に必要な施設及び事務所の設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 及び住所	氏名：	住所：
特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画	別紙のとおり	
特定事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日	
土砂等への廃棄物の混入の防止措置		
特定事業区域内の浸透水を採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業が完了した場合の特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業完了後の跡地に関する事項		

備考

- 「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。
- 「特定事業完了後の跡地に関する事項」欄について、跡地利用計画がない場合にあっては、周辺の環境保全のための緑化等を措置すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し (法人にあつては、登記事項証明書)
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定事業場の計画平面図及び計画断面図 (特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。)
- 5 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 6 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
- 7 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
- 8 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面 (環境計量士が発行したのものに限る。)
- 9 特定事業に用いる土砂等の量を積算した計算書
- 10 直近3年分の財務諸表及び所得税 (法人にあつては、法人税) の納税証明書
- 11 特定事業許可申請に係る申告書
- 12 誓約書
- 13 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別紙

特定事業に用いる土砂等の主な採取場所及び数量並びに搬入及び搬出の計画

採取場所・発生元事業者名	搬入計画等				
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬入 期間	搬入 時間	備考
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	
			～	～	

搬出先・搬出先事業者名	搬出計画等				
	予定量 m ³	最大日量 m ³	搬出 期間	搬出 時間	備考
			～	～	
			～	～	

注 備考欄には、運搬事業者、1日当たりのトラックの搬入台数等を記載すること。

別記第7号様式中「、第18条第3項」及び「又は住民の生活の安全の確保」を削る。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第11条関係)

一時堆積事業許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 電話番号

産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第19条第1項の規定により、一時堆積事業の許可を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

現場責任者の職名、 氏名及び住所	職名： 住所：	氏名：
特定事業区域の 所在地及び面積	所在地	特定事業場の面積 m^2 うち特定事業区域の面積 m^2
特定事業を施工する事務所の所在地	(電話番号)	
特定事業に必要な施設及び事務所の 設置計画及び位置	別添のとおり	
特定事業を行う土地の所有者の 氏名 (法人にあっては、名称及び 代表者の氏名) 及び住所	氏名：	住所：
特定事業区域内の表土の汚染状況に ついての検査結果 (当該表土と 特定事業に使用される土砂等が 遮断される構造である場合に あっては、その構造)	別紙のとおり	
一時堆積事業に使用される 土砂等の搬入予定量及び搬出予定量	搬入予定量 m^3 (1日平均 m^3) 搬出予定量 m^3 (1日平均 m^3)	
一時堆積事業を行う期間	年 月 日～ 年 月 日	
土砂等への廃棄物の混入の防止措置		
特定事業場の構造	別紙図面のとおり	
特定事業区域内の浸透水を 採取するための措置	別紙図面のとおり	
特定事業に使用される土砂等 について、当該土砂等の採取場所ごと に当該土砂等を区分するための措置	別紙図面のとおり	

備考 「所在地」の欄には、特定事業場の所在地を地番まで記載すること。

(日本産業規格 A 列 4 番)

添付書類

- 1 申請者の住民票の写し (法人にあっては、登記事項証明書)
- 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
- 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
- 4 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
- 5 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
- 6 特定事業区域内の土地について、当該特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
- 7 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
- 8 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面 (環境計量士が発行したものに限り。)
- 9 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図 (特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限り。)
- 10 直近 3 年分の財務諸表及び所得税 (法人にあっては、法人税) の納税証明書
- 11 特定事業許可申請に係る申告書
- 12 誓約書
- 13 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別記第9号様式 (第15条関係)

特定事業 (一時堆積事業) 変更許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

申請者

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付け和歌山県指令 第 号で許可を受けた事項について変更したので、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例第24条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

許可番号等	年 月 日	第 号
変更した事項の内容	変更後	変更前
変更の理由		

(日本産業規格 A 列 4 番)

次に掲げる書類のうち添付している書類について、○印を付すること。

- I 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合
- 1 申請者の住民票の写し（法人にあつては、登記事項証明書）
 - 2 特定事業区域の面積を明らかにした求積図
 - 3 特定事業場の位置を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取り図
 - 4 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
 - 5 特定事業区域内の土地の登記事項証明書及び不動産登記法第 14 条第 1 項に規定する地図又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
 - 6 申請者が特定事業区域内の土地の所有者でない場合にあつては、当該土地の使用権原を証する書類及び当該土地の所有者の当該特定事業の計画に対する同意があつたことを証する書類
 - 7 特定事業区域内の土地について、当該特定事業区域に係る特定事業の計画の実施の妨げとなる権利を有する者の当該計画に対する同意があつたことを証する書類
 - 8 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに当該試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したのものに限る。）
 - 9 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
 - 10 直近 3 年分の財務諸表及び所得税（法人にあつては、法人税）の納税証明書
 - 11 特定事業許可申請に係る申告書
 - 12 誓約書
 - 13 その他知事が必要と認める書類
- II 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る申請の場合
- 1 I の 1 から 3 まで、5 から 7 まで及び 10 から 12 までに掲げる書類
 - 2 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあつては、その構造図
 - 3 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあつては、I の 8 に掲げる書類
 - 4 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前及び完了時の状況が確認できるものに限る。）
 - 5 その他知事が必要と認める書類

和歌山県収入証紙貼付欄

別記第12号様式を次のように改める。

別記第12号様式 (第16条関係)

土砂等発生元証明書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

発生元事業者

責任者氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

土砂等の発生について、次のとおり証明します。

なお、これらの土砂等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物ではありません。

採取場所の所在地		
証明に係る土砂等が建設工事等により発生した場合には、建設工事等の概要	工事名	
	発注者	
	工事施工期間	年 月 日～ 年 月 日
当該工事に係る土砂等の発生量		m ³ (うち今回の搬出量 m ³)
今回の証明に係る土砂等の量		m ³ (4,000m ³ 以内)
発生土砂等の汚染状況についての検査結果の証明書の有無		有 ・ 無
証明に係る土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)		
証明に係る土砂等の使用者の住所、氏名及び電話番号 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地及び電話番号)		

(日本産業規格 A 列 4 番)

別記第17号様式中

特定事業の休止の場合にあつては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置	別紙図面のとおり
---	----------

を

特定事業の休止の場合にあつては、特定事業区域以外の地域への当該特定事業による土壌の汚染及び浸透水の汚濁の対策のために必要な措置	別紙図面のとおり
---	----------

に

改める。

第2条 産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別記第7号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別記第3号様式の改正規定及び次項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

和歌山県規則第29号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則

和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正 後	改正 前
------	------

(入学の手続)

第18条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第3号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、証紙を貼り付けることを要しないものとする。

(1) 第21条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をした場合

(2) 電子情報処理組織(和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(平成16年和歌山県条例第50号)第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。次項において同じ。)を使用し、同条第5項に規定する方法により入学金を納付する場合

2. 前項第2号の方法により入学金を納付して入学手続を行う者は、その旨を電子情報処理組織を使用する方法により申し込むものとし、その申込みに関し必要な事項は、知事が別に定める

3. 第1項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

4. 略

(入学の手続)

第18条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書(別記第3号様式)に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、第21条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をしたときは、証紙を貼り付けることを要しないものとする。

2. 前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。

3. 略

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第18条、第19条関係)

入学金を和歌山県証紙で納める場合は、ここに貼ってください。貼り切れない場合は、裏面余白に貼ること。消印しないこと。

誓 約 書

私は、貴校の諸規則を守り、学生の本分に従い学業に精励することを誓います。

年 月 日

〒
現 住 所
本人氏名

年 月 日生

私たちは、貴校への入学を許可された上記の者に関して、本人に上記の誓約事項を固く守らせるとともに、本人の入学金及び授業料について、極度額を 円として、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

〒
現 住 所
電 話
本人との続柄
保証人氏名

年 月 日生

年 月 日

〒
現 住 所
電 話
本人との続柄
保証人氏名

年 月 日生

和歌山県立なぎ看護学校長 様

証紙未貼付事由 (入学金減免申請 入学金電子納付)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第30号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則（平成9年和歌山県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(職員の組織)</p> <p>第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、教務主任1名以上、専任教員10名以上（実習調整者1名を含む。）、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p> <p>(その他の会議)</p> <p>第4条の2 学院の運営を円滑にするために、教務主任会議、実習指導者会議、教務会議、図書委員会、自己評価委員会、職員会議等を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(入学の手続)</p> <p>第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書（別記第3号様式）に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、次に掲げる場合には、証紙を貼り付けることを要しないものとする。</p> <p>(1) 第26条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をした場合</p> <p>(2) <u>電子情報処理組織（和歌山県情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成16年和歌山県条例第50号）第3条第1項に定める電子情報処理組織をいう。次項において同じ。）を使用し、同条第5項に規定する方法により入学金を納付する場合</u></p> <p>2 <u>前項第2号の方法により入学金を納付して入学手続を行う者は、その旨を電子情報処理組織を使用する方法により申し込むものとし、その申込みに関し必要な事項は、知事が別に定める</u></p> <p>3 <u>第1項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(職員の組織)</p> <p>第3条 学院に、学院長1名、副学院長1名、事務長1名、事務長代理1名、<u>教務主幹1名</u>、教務主任1名以上、専任教員10名以上（実習調整者1名を含む。）、事務職員2名その他必要な職員を置く。</p> <p>(その他の会議)</p> <p>第4条の2 学院の運営を円滑にするために、教務主任会議、実習指導者会議、<u>各学科の教務会議</u>、図書委員会、自己評価委員会、職員会議等を置く。</p> <p>2 略</p> <p>(入学の手続)</p> <p>第23条 前条第1項の選考により合格となった者は、所定の期日までに保証人を定め、誓約書（別記第3号様式）に所定の入学金の額に相当する価額を表示する証紙を貼り付けて入学手続をしなければならない。ただし、<u>第26条の2の規定による入学金の全部又は一部の免除の申請をしたときは、証紙を貼り付けることを要しないものとする。</u></p> <p>2 前項の入学手続を完了した者に対して、入学を許可する。</p> <p>3 略</p>

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式(第23条、第24条関係)

入学金を和歌山県証紙で納める場合は、ここに貼ってください。貼り切れない場合は、裏面余白に貼ること。消印しないこと。

誓 約 書

私は、貴学院の諸規則を守り、学生の本分に従い学業に精励することを誓います。

年 月 日

〒

現 住 所

本人氏名

年 月 日生

私たちは、貴学院への入学を許可された上記の者に関して、本人に上記の誓約事項を固く守らせるとともに、本人の入学金及び授業料について、極度額を 円として、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

年 月 日生

年 月 日

〒

現 住 所

電 話

本人との続柄

保証人氏名

年 月 日生

和歌山県立高等看護学院長 様

証紙未貼付事由 (入学金減免申請 入学金電子納付)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条の2の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

訓 令

和歌山県訓令第12号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県審査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年3月31日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県審査規程の一部を改正する訓令

和歌山県審査規程（昭和40年和歌山県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(資料の提出等)</p> <p>第3条 <u>総務部長</u>は、審査の実施上必要があるときは、関係部（局）課（室）長及び地方機関の長（以下「所属長」という。）若しくは職員から資料の提出を求め、又は事情を聴取することができる。</p> <p>(所属長の義務)</p> <p>第4条 所属長は、審査上必要と認める事項があるときは、速やかに<u>総務部長</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(審査結果等の措置)</p> <p>第5条 <u>総務部長</u>は、審査の状況、結果等について知事に報告するものとする。</p> <p>2 <u>総務部長</u>は、審査した結果必要があると認めるときは、知事の指示を受けて所属長に適切な措置を求めることができる。</p> <p>3 所属長は、前項による措置のてん末を<u>総務部長</u>に報告しなければならない。</p>	<p>(資料の提出等)</p> <p>第3条 <u>総務部長及び審査担当参事</u>は、審査の実施上必要があるときは、関係部（局）課（室）長及び地方機関の長（以下「所属長」という。）若しくは職員から資料の提出を求め、又は事情を聴取することができる。</p> <p>(所属長の義務)</p> <p>第4条 所属長は、審査上必要と認める事項があるときは、速やかに<u>総務部長又は審査担当参事</u>に報告しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(審査結果等の措置)</p> <p>第5条 <u>総務部長及び審査担当参事</u>は、審査の状況、結果等について知事に報告するものとする。</p> <p>2 <u>総務部長及び審査担当参事</u>は、審査した結果必要があると認めるときは、知事の指示を受けて所属長に適切な措置を求めることができる。</p> <p>3 所属長は、前項による措置のてん末を<u>総務部長又は審査担当参事</u>に報告しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。